令和2年6月24日(水) 午前10時00分~午前11時40分 議会第1会議室

【出 席 委 員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、 久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、 亚原嘉德委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】なし

【案件】

・付託議案について (採決・まとめ)

○松永幹哉委員長

おはようございます。連日の総務委員会の協議ありがとうございます。お疲れさまでございます。それでは、総務委員会を開催いたします。

ただいまから採決に入ります。

まず、お伺いします。当委員会に付託された議案について反対意見はございますか。

○福井委員

第 48 号議案中の歳出 10 款、教育費 6 項保健体育費、2 目スポーツ施設費のうち、市立体育館空調整備設計委託料の 320 万円を減額する修正案を提出したいと思っております。

○松永幹哉委員長

ただいま 48 号議案について、福井委員から修正案を出すとの意見がありました。ほかに 反対意見はありますか。

ないですか、反対意見。それをどうするかという反対意見ですね。

ほかにありますか、意見を出されたり。取り扱いはまた後ほどしますので。ほかにはないですね。

それでは佐賀市議会会議規則第 101 条の規定に基づき、委員より修正案が提出されております。これより 48 号議案の修正案を配付いたします。

◎修正案の配布

○松永幹哉委員長

ただいま配付いたしました第 48 号議案に対する修正案について、福井委員より説明を求めます。

○福井委員

この令和2年度佐賀市一般会計補正予算第4号中の10款教育費6項保健体育費の2目スポーツ施設費のうちの市立体育館空調整備事業の委託料320万については、大きく2点に

より、修正案を出したいと思っています。

最初は、市立体育館への輻射式の空調設備を整備するということでありますが、従来式と の比較についての精査がなされておりません。現段階では、輻射式の優位性が認められない ということです。

2点目としては、メーカーの調査等も十分に行われておりませんし、見積もりを徴収したのは、1社からのみであることから、輻射式の検証が十分になされているとは言い難いとことで。

よって、第48号議案令和2年度佐賀市一般会計補正予算第4号中の10款教育費6項保健体育費2目スポーツ施設費のうち、市立体育館の空調整備事業委託料320万円を減額したいため、お手元に配付いたした修正案のとおり修正いたしたいと思っております。

なお、市立体育館における熱中症対策、これはもうメインでありましたので、このたびの 空調設備の整備は急務であります。空調方式の再検討とともに、早急に空調設備の整備計画 を立てるべきであることを申し添えて、修正案の提案理由といたします。以上です。

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑はありますか。

○平原委員

修正案が出されたということは、今回の輻射式の方式に対して十分な説明といいますか、納得がいかないという部分だったと思います。例えばこの2つの理由でありますけれども、まだ、我々としてはまだ会派のほうでも、この修正案が出て、どうすべきかと、どういう対応すべきかというところまで議論をしていませんので、採決に入る前に、ちょっと会派の中で調整といいますか、報告させていただいて、しかるべき会派の態度をとりたいなというふうに思ってますけれども。

○白倉委員

暫時休憩、それは大いに賛成ですが、会派の中で協議に入られる前に、私自身は、先ほど 福井委員から出ました修正案に賛成の立場です。

その理由として、2点。従来式との比較が十分にされていない。そして、メーカーの調査ですね、1社のみの調査みたいな、他者との比較も十分にできていないっていう2点が挙げられたんですが、それにつけ加えて、とにかく執行部の説明が非常にあいまいというか、ふらふらしてるというか、ランニングコストと設置の価格、その辺のところの比較表もいただきましたが、十分に従来式と輻射式を、熱量も含めて比較した表じゃなかったっていうのが1点と、それと1日目の説明と2日目の説明がやはり少し違ってると。1日目では、質疑しても出なかったことが2日目には出たりですね。ですから、本当に執行部が執行部内できっちり議論されたのかっていうことに、かなりの疑義を持っております。

それと、もう1点としては、もちろん、熱中症対策としての空調設備は必要なことと思いますが、市立体育館において、この輻射式を置いたときに、窓がどうなるかとかですね。それが心配だから、1日目の委員会のときに、何枚いりますかって言ったときに、そのときは

答弁がなかった。2 日目は30 枚という答弁がありました。ですから、窓をふさぐと。それと同時に、その下のベンチですね。昨日も言いましたが、監督及び控え選手が座るコートのすぐ横で座るベンチがもう潰れてしまうと。昨日の説明では、それは何とか今後考えますということなのですが、果たして、あそこの場所でそういうスペースもとれるのかどうか。そういったことも含めて、市立体育館において輻射式が適当であるかっていう、場所と環境の問題ですね、その辺の精査も十分になされていないというのを痛切に感じました。

ですから、一度しっかりと、検討していただくという意味でも、この修正案に賛成でございます。

○松永幹哉委員長

賛否は、あとからまた再度、採決に移りますが、まず、会派の調整の時間が必要であるという意見が出ておりますので、まずは調整をしていただきたいと思います。時間的にどれぐらい必要でしょうか。

○平原委員

今ほかの委員会が始まったばかりだと思います。おおむね今から、早いところであと 10 分後ぐらいには終わるのではないかなというふうに思います。そこから、会派の中で協議をいたしますので、最低でも 30 分程度は必要ではないかなというふうに思いますので、11 時もしくは 10 時 50 分ぐらいをめどにできればというふうに思います。

それと1点ちょっと確認しますけれども、今回の修正案が出たということは、比較検討が出ていないということと、メーカーが1社だけじゃないかということで、例えば従来式を仮に採用したことを考えると、やはり卓球とか、バドミントンの競技に及ぼす影響というのもちょっと考えなければならないんじゃないかなというふうに思いますけれども、この、おおむね2つの理由を言われたんですけれども、どうなんでしょうか、そこら辺は従来式であっても、対応ができるという判断のもとでの修正案なのかですね。もしくは、ここら辺も精査をして、また、従来式じゃない輻射式をまた提案をするという可能性も秘めて、それを検討するという可能性まで秘めた修正なのかですね。その辺ちょっと確認をしておきたいと思いますけれども。

○福井委員

もともとこの輻射式ということを提案された最大の理由は、熱中症対策ということであったと思います。そして委員会の議論の中で、確かに卓球とかバドミントンという話もありました。私どももいろんな議論をする中に、あるいはまた会派等でもって意見交換する中で、やり方の改革によっては従来の方式でもこれは可能であるという、私たちはそういうふうなことの判断をいたしております。

そういった意味で、やはり今回の問題についての、まず最大の執行部の目的が、熱中症対策がメインだったということと、そしてやっぱり冷房の時間の設定の内容とかですね。それから、時間、ある一定温度に到達した後に、一旦止めてもその後の執行において、今の本庄の市立体育館において、現実的にいろいろ経験された方たちの経験も踏まえながら、いろん

な意見を若干聴取させていただきました。そういった意味の中で、運用するときにそういったことも含めて対応すべきであると思いましたので、輻射式のみではなくて、従来のものを含めた上でのしっかりとした検討が必要であると。こういうことでもって、今回の修正案を出させていただいたところです。以上です。

○久米委員

いろんな意見が出ていますけれども、資料の件については、正副委員長レクがあって、ちゃんと専門的知識を持った方、やはり、資料はちゃんと請求しとくべきじゃなかったんでしょうか。

○松永幹哉委員長

議案に対して正副レクはございません。あくまでも勉強会でございます。

○久米委員

私が認識不足でした。それと、いろいろな意見が出てましたけれども、やはり今、脱CO2ですよね。そういったことを考えれば、イニシャルコストじゃなくて、ランニングコストの中では、やはり脱CO2を考え、行政が自ら削減する方向に持っていかなければいけないと思っております。以上です。

○松永憲明委員

昨日も申し上げましたけれども、輻射式が、確かにそのデータが十分でなかったっていうことはあるかもわかりません。しかしながら、他の例えば、久留米だとか、それから、熊本だとか、あちらこちらでそういったことを導入されている事実もあるわけであって、昨日はインターネットで調べただけでございますけども、結構、ランニングコストが低く抑えられているということから、元を取り戻せるんじゃないかっていうように私は思ってるわけです。

従来方式での冷暖房のほうでも、競技ができるんだっていうふうな言い方も昨日なされたわけですけども、例えば、バドミントンの競技をするときに、1試合が1時間かかることだってあるわけなんですよ。実際やってみたらわかるわけでして、ある程度、練習された方の試合っていうのは結構長いんですよね。ですから、その間冷房を止めるというわけにはいかんだろうと思うんですよ。だから国際大会をテレビ見ていても、はっきりわかるようにもう汗びっしょりになってやってるわけですよね。冷房を入れながらでもそういう状況なんですよ。そういうことを考えたときにね、やっぱり競技に影響するような冷房の仕方っていうのは、これはもう改革すべきときに来ているというふうに私は思うんですね。執行部もそんなめちゃくちゃなことを提案してるわけじゃないと思うんですね。

だから、今後の持っていき方については十分執行部も検討して、データをきちっと出しながら、導入に当たってはこういうことをやっていくんだということを担保させながら、今回は設計については認めていくという形でいいんじゃないかと思っているところです。

○西岡真一委員

ちょっと私なりに考え方を整理してみました。ちょっと5項目あるんですけれども、まず

1つは、質疑の中でもありました予算要求時期に関する疑問がございます。なぜこれを今回の6月補正で要求するのか。執行部の説明は4月に入ってからフェンシング会場の練習会場として指定されたということですけれども、国スポは令和5年だったですよね。その対応をなぜ、令和2年の6月補正で上げなければいけないのか。その理由づけとしては全然緊急性のある事情とは私は思いません。

2点目、その空調整備する必要性がちょっとあいまいと。要するに、そういう練習会場となったから、熱中症対策として空調を整備したいということですけれども、彼らの出した資料にもありましたけれども、確かに平成30年度はかなり突出して熱中症の事例が多かったんですけれども、令和元年度はもう1人しかありませんね。ですから、テニスが非常に暑いからとか、そういうことであれば植栽を整備するとかパーゴラをつくるとか、何も体育館を改修して空調を取り付けなくても対応できることはいくらでもあったはずです。通常利用する市民のことを考えれば、そっちのほうを優先して当初ででも整備しておくべきではなかったのかなと思います。

3点目、佐賀市スポーツ整備基本計画というのがございます。これは、予算要求している原課の彼らが所管している計画です。計画上は、屋内施設の空調というのも計画の中に書いてあります。これは北部、中部、南部すべて佐賀市全域の共通の課題として、空調の整備を検討するという書き出しがありました。まさにそういうことだろうと思います。国スポのフェンシング会場に指定されたと、それから、国スポとの練習会場だということをもって、突出してこの本庄の体育館を整備するという理由づけが何も説明されておりません。この計画を彼らが持っているのであれば、このエリアトータルの話として、年次的にこのように整備していきますと、なお、整備方式についてはこうこうというふうな、そういう提案があってしかるべきではないかと思います。

なおかつ言いますならば、総予算が大体 1 億 3,000 万円ぐらいですか、スポーツ整備の 予算はここ数年 2 億から 3 億ぐらいで、しゃくなげ湖でありますとか、久保田町グラウン ドとかを整備してきております。計画上、こういう検討するとかの位置づけでしかない空調 設備について、今後 1 億円以上の予算を使って、しかも本庄だけ、しかも輻射式で整備する と。余りにもちょっと要求時期も変ですけれども、内容がえらく先走ってはいないでしょう か。全体計画上との整合性がとれていないと思います。

4点目ですけれども、輻射式を選択した理由の説得力というのがやはり、彼らの用意した 資料、コストの比較検討は出ておりましたけれども、御指摘があっておりましたように非常 に大ざっぱです。実際の運転の様子をシュミレートするとか、もうこれは既に、御指摘のあ ったことですからもう省きますけれども、輻射式をとらなければいけないという理由づけ としては、まだまだ希薄ではないでしょうかね。

最後に5点目ですけれども、現地を見ましてもこれは痛感いたしましたけれども、確かに バトミントン競技とかに対しては輻射式がいいだろうというのはわかりますけれども、そ の引き換えとして窓を潰し、腰かけをなくしというようなことをしますと、別の競技とか一 般的な利用の状況の中において、代償として、引き換えとしてなくしてしまう機能も大きいと思います。バドミントンのためにいいからとか、それだけの理由をもって、そのほかの利便性まで、使い勝手まで犠牲にしていいものかどうかと。そこの検証は全くなされておりません。

というわけで、これはちょっと私の頭の整理ということでちょっと御意見として申し上 げておきます。

○松永幹哉委員長

はい。よろしいでしょうか。

それでは、採決まで時間をとりたいと思いますが、先ほど、平原委員から30分必要だということでありましたので、当面、11時の再開を目指すということでお諮りしたいと思います。11時になりましたら各会派に再度、事務局のほうから再開の確認をいたします。それでよかったら、11時5分に再開をしたいと思いますので、まずは11時に事務局のほうから再開していいかの確認を行います。おおむねそれから5分後、できればですね。それが延長であれば、まだ協議中であれば、その時間をとりたいと思いますので、まずは11時をめどに会派の協議をお願いします。暫時休憩いたします。

- ◎午前 10 時 40 分~午前 11 時 30 分 休憩
- ○松永幹哉委員長

それでは総務委員会を再開いたします。

これより採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○平原委員

委員の皆様方には採決で時間をとっていただきましたこと、まことにありがとうございました。あの後、会派に持ち帰りまして、この修正案についての協議をいたしましたので、 私のほうからその説明をさせていただきたいと思います。

○松永幹哉委員長

平原委員、すみません、その前にマスコミの方からテレビ撮影の申し入れがあっております。いかがいたしましょうか。

(「いいですよ」と呼ぶ者あり)

すみません、お願いします。

○平原委員

会派の考え方を示したいと思います。

確かに今回の議案についての執行部からの説明を受けました。御指摘があったように輻射式、従来式の空調設備の比較についての十分な資料が示されてないということは確かであります。そして、見積もりを1者のみしかとっていなかったという点についても、公平性に欠けるという点は一致しております。

でありますけれども、今回、この輻射式を否定した場合、否決をした場合に、今後、我が市においての体育館への空調設備の方式については、輻射式も含んだ、従来式を一緒に比較

検討していきながら、どちらがいいのかという、最善の方法を、委員会の中でも議論は必要かというふうに思います。そういったことからして、九州管内でもこの輻射式の設備方式を取り入れてるところが多々ある中で、我が市のみが輻射式を、この場でだめだというようなことについてはいかがなものかなというふうに思いますし、今回は資料不足、研究・調査不足という点からして、もう少し時間をかけてという意味合いからして、今回は修正案に賛成いたします。

○松永憲明委員

私たちの会派も、いろいろ議論をいたしました。基本的には従来型の空調施設で果たして それだけでいいのかという問題と、それから、やっぱり今日の状況を踏まえていくと、競技 団体等の意見や要望等も十分踏まえて、やっぱり空調設備は導入していかなくちゃならな いと。その上で、今回の提案については、しっかりとした精査がなされていない面もあった ということでですね。もう一度そこら辺を踏まえた上で、執行部は再提案をしてほしいとい うことであります。

したがいまして、その輻射式をここで完全に否定をするということではなくて、そういうことを踏まえた上で再度、しかるべきときに提案をしてほしいというようなことで、今回はこの修正案に同意をするということになりました。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

それでは採決に入りたいと思います。まず 48 号議案の修正案を挙手により採決し、第 48 号議案の修正案が可決された場合は、第 48 号議案の修正部分を除く原案について挙手により採決いたします。第 48 号議案の修正案が否決された場合は、第 48 号議案の原案を挙手により採決いたします。次に第 50 号から第 54 号、第 58 号、第 60 号及び第 69 号の議案について一括して簡易採決により採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしとのことですので、まず 48 号議案の修正案を採決いたします。48 号議案の修正 案について可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

賛成多数と認めます。よって、第 48 号議案修正案については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 48 号議案の修正部分を除く原案を採決いたします。第 48 号議案の修正部分を除く原案を可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。よって第 48 号議案の修正部分を除く原案は可決すべきものと決定 いたしました。

次に、第50号から第54号第58号、第60号議案、及び第69号議案について採決いたします。

お諮りいたします。第50号から第54号、第58号、第60号及び第69号について、可決

することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。よって第 50 号から第 54 号、58 号、第 60 号及び第 69 号は可決すべきものと決定しました。

次に、第61号及び第65号から第67号議案について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。よって第 61 号及び第 65 号から第 67 号議案は承認すべきものと決定いたしました。以上で当委員会に付託された議案の採決を終了しました。

次に、本会議場での委員長の報告についてはいかがでしょうか。

○平原委員

市立体育館の空調設備についても非常にこの委員会でもいろんな議論をし、さまざまな 意見が出ました。先ほど私のほうからも言わせていただきましたけれども、その文言等につ いては、よければ委員長報告の中で報告していただければというふうに思います。

○福井委員

ほかにもちょっと今回、ここまで総務委員会が長引いた理由の中には、例えばコロナ対策における各種1次避難施設、2次避難施設の問題点、そしてそこに係るいろんな設備といいますか、その分の予算がありました。これについても結構長い時間もかかりました。

あとバルナーズ等々の、つまり 4,800 万の分ですね。今回の臨時における国からの予算についてありましたので、この辺は、メリハリをつけた委員長報告をよろしくお願いしたいと思います。

○松永幹哉委員長

今、平原委員のほうから、輻射式の空調設備に対する内容、それから、福井委員のほうから、コロナ対策における備品の購入等についての審議、それからスポーツ政策といういうバルナーズの対応に対する審議についての報告をしていただきたいとの申し出がありました。これは当然検討して、その中に入れたいと思いますが、ほかにはございませんか。

はい、よろしいでしょうか。それでは、今の部分を十分考慮いたしまして、正副委員長に よって報告書をつくっていきたいと思います。一任いただきたいと思います。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴い、委員会における字句、数字その他整理 についてお諮りいたします。本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他整理につ いては委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議はないようですので、委員長に委任することに決定いたしました。

それでは、議案に対する総務委員会を終了いたします。